

松江市長談話

平成18年2月2日

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」の改定について

本日、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」(安全協定)に調印いたしました。

安全協定につきましては、全国の県庁所在地で唯一の原子力発電所立地自治体となり、旧鹿島町において締結されていた協定を引き継ぎましたが、平成13年の最終改定以降の安全規制制度の抜本的強化などの原子力を取り巻く状況の変化や、島根原子力発電所における3号機の増設をはじめとする課題への対応も求められており、市民の関心も高まっております。

こうしたことから、新松江市のすべての市民の皆様に、島根原子力発電所の安全に対し、信頼し、安心していただくために、中国電力(株)において重点的に取り組んでいただく事項や、透明性を確保するための事項等を盛り込み、協定内容の充実を図ったものです。

原子力発電所が地域と共生していくためには、安全確保が大前提であり、今後とも、島根県及び中国電力(株)との連携を深め、市民の皆様々の安全確保に取り組んでまいります。